

社会福祉法人 手稲ロータス会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人手稲ロータス会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規程に基づき、評議員及び役員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態、業務に応じて、次のとおり報酬等を支給する。理事長は非常勤とし、別表1に定める報酬を支給する。賞与は支給しない。

2 理事長等を除く役員等については、会議、監査等業務に応じた日当及び交通費を別表2のとおり支給する。ただし、交通費の実費が別表2の額を超える場合（札幌市及び近郊の市町村を除く。）は、法人旅費規程（以下「旅費規程」という。）に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。

3 役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第3条 法人の役員及び職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく報酬等は支給しない。

（報酬等の支給方法）

第4条 役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

（1）報酬については、毎月25日とする。ただし、その日が休日に当たるときは、職員給与規程第24条に準じた日とする。

（2）日当及び交通費については、当該会議等に参加した都度、支給する。

（報酬の日割り計算）

第5条 理事長等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2 理事長等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4 本条第2項の規定にかかわらず、理事長等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第6条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

(1) 50 銭未満の端数については、これを切り捨てる。

(2) 50 銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(公表)

第7条 法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

1 この規程は、平成29年3月 1日より施行する。

2 平成23年6月23日制定の「役員の報酬額に関する規程」はこれを廃止する。

附 則

この規程は、2019年7月1日から施行する。

この規程は、2022年7月1日から施行する。

別表 1

区 分	勤務形態	報酬額（月額）
理事長	非常勤（週 2 日程度）	1 5 0, 0 0 0 円 以 内

別表 2

単位：円

区 分	業 務	日 当	交通費
評議員	評議員会及びその他法人の 会議等への出席	9, 0 0 0	2, 5 0 0
理 事 (理事長等 を除く)	理事会及びその他法人の 会議等への出席	9, 0 0 0	2, 5 0 0
監 事	監査及びその他法人の 会議等への出席	9, 0 0 0	2, 5 0 0